

国会における臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 に関する主な質疑について

(※ 衆議院本会議及び参議院本会議における中間報告より抜粋)

○親族への優先提供について

- ・ 公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとの意見に対しては、臓器移植を待っている身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁。(5ページ参照)

○小児からの臓器提供について

- ・ 虐待を受けて脳死となった児童からの臓器摘出を防ぐ手だてをどうするのかとの質疑に対し、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁。(5ページ参照)

○意思不明者からの臓器提供について

- ・ 本人の生前の意思が不明であっても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対し、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁。(5ページ参照)
- ・ 本人の意思が不明の場合に遺族の承諾による臓器提供を認めるのはなぜかとの質疑に対しては、臓器提供数が少ない状況で海外渡航移植や生体間移植が行われているという現状がある一方で、最近の世論調査の結果等から、家族の承諾で脳死判定、臓器移植ができるということについて国民の理解が広がっていると考えられるとの答弁。

(10ページ参照)

○脳死を人の死とすることについて

- ・ 脳死を人の死とすることに社会的合意ができていないのかとの質疑に対して、平成四年の脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁。(4ページ参照)

- ・「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかとの指摘に対し、法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなっているとの答弁。

(4～5ページ参照)

- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義において、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」との文言を削除したのはなぜかとの質疑に対し、脳死は人の死であることについておおむね社会的に受容されているとする脳死臨調の最終答申や近年のアンケート調査の結果を踏まえ、脳死は一般に人の死であるとの考え方を前提に、この考え方によりふさわしい表現となるよう文言を削除したとの答弁。(10ページ参照)

○その他の事項について(10ページ参照)

- ・第六条第二項の脳死した者の身体の定義の変更が実際に臓器移植にかかわる家族に与える影響
- ・子どもの意思表示と親の代諾について子どもの年齢に応じたきめ細やかな対応が図られる必要性
- ・被虐待児からの臓器提供を防止する方策
- ・長期脳死事例に対する認識
- ・臓器提供者の家族に対する心のケアの重要性
- ・臓器移植に関して知的障害者等の権利が侵害されないようにすることの重要性
- ・生体移植に関する法整備の必要性

等

官報

号外

平成二十一年六月九日

○第七十一回 衆議院會議録 第三十七号

平成二十一年六月九日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に
關する法律の一部を改正する法律案(第百六
十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器
の移植に關する法律の一部を改正する法律
案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提
出)、臓器の移植に關する法律の一部を改正
する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君
外二名提出)及び臓器の移植に關する法律の
一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)
の四案につき委員長の中間報告を求めるの動
議(谷公一君提出)

臓器の移植に關する法律の一部を改正する法律
案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提
出)、臓器の移植に關する法律の一部を改正
する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君
外一名提出)、臓器の移植に關する法律の一
部を改正する法律案(第百六十八回国会、金

平成二十一年六月九日 衆議院會議録第三十七号

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○谷公一君 中間報告を求める動議を提出いたし
ます。

田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に關す
る法律の一部を改正する法律案(根本匠君外
六名提出)についての厚生労働委員長の中間
報告

厚生労働委員長の中間報告に關連する中山太郎
君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の
発言

この際、厚生労働委員会において審査中の第百
六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移
植に關する法律の一部を改正する法律案(いわゆ
るA案)、第百六十四回国会、石井啓一君外一名
提出、臓器の移植に關する法律の一部を改正する
法律案(いわゆるB案)、第百六十八回国会、金田
誠一君外二名提出、臓器の移植に關する法律の一
部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠君
外六名提出、臓器の移植に關する法律の一部を改
正する法律案(いわゆるD案)の四案について委員
長の中間報告を求められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に賛成の諸
君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、動議の
とおり決まりました。

臓器の移植に關する法律の一部を改正する法
律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五
名提出)、臓器の移植に關する法律の一部
を改正する法律案(第百六十四回国会、石
井啓一君外一名提出)、臓器の移植に關す
る法律の一部を改正する法律案(第百六十
八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓

器の移植に關する法律の一部を改正する法
律案(根本匠君外六名提出)についての厚生
労働委員長の中間報告

○議長(河野洋平君) 第百六十四回国会、中山太
郎君外五名提出、臓器の移植に關する法律の一部
を改正する法律案、第百六十四回国会、石井啓一
君外一名提出、臓器の移植に關する法律の一部を
改正する法律案、第百六十八回国会、金田誠一君
外二名提出、臓器の移植に關する法律の一部を改
正する法律案、根本匠君外六名提出、臓器の移植
に關する法律の一部を改正する法律案、右四案に
ついて厚生労働委員長の中間報告を求めます。厚
生労働委員長田村憲久君。

○田村憲久君 たいだいま、院議によりまして、中
山太郎君外五名提出の臓器の移植に關する法律の
一部を改正する法律案、石井啓一君外一名提出の
臓器の移植に關する法律の一部を改正する法律
案、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に關する
法律の一部を改正する法律案及び根本匠君外六名
提出の臓器の移植に關する法律の一部を改正する
法律案の各案について、厚生労働委員会における
審査の中間報告を求められましたので、御報告申
上げます。

最初に、各案の主な内容について御説明申し上
げます。

まず、中山君提出案についてであります。

中山君提出案は、移植のための臓器摘出及び脳
死判定に係る要件について、本人の生前の臓器の
提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面によ

臓器の移植に關する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に關する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に關する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に關する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)についての厚生労働委員長の中間報告

